



佐賀県公報

平成20年
11月21日
(金曜日)
第 13104号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規 則

◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (七七・消防防災課) 一

告 示

○青少年に有害な図書等の指定 (四二〇・子ども課) 二

○道路の区域の変更 (四二一・道路課) 三

○道路の供用開始 (四二二・) 三

○道路の区域の変更 (四二三・) 三

選挙管理委員会事項

○政治団体の平成十九年分の収支に関する報告書の要旨の訂正 (公 告) 三

人事委員会事項

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則 (規則・二〇) 四

◎登録を受けた職員団体の法人となる旨の申し出に関する規則の一部を改正する規則 (シ・二二) 六

◎佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正 (訓令・一) 六

公布された規則のあらまし

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (規則第七七号)

1 災害救助業務従事者に、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、准看護師及び救急救命士を追加するとともに、災害救助業務従事者に支弁する実費弁償の額を改めることとした。(別表第二関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第七十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(平成三年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二の政令第十条第一号から第四号までに掲げる者の項を次のように改める。

| | | | | |
|-----------------------|--|--|--|---|
| 政令第10条第1号から第4号までに掲げる者 | 医師及び歯科医師 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 保健師、助産師、看護師及び准看護師 救急救命士 土木技術者及び建築技術者 大工、左官及びびとびと職 | 県の常勤の職員で救助に関する業務に相当する者の給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、市町等の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額 | 日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)第13条の規定の例により算定した額以内 | 佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和29年佐賀県条例第15号)の規定により9級以下の職員にある職員の受ける旅費に相当する額 |
|-----------------------|--|--|--|---|

附則
この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第四百二十号
佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。
平成二十年十一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

| 種類 | 指定番号 | 題 名 | 製作発行所等 | 雑誌コード等 | 指定理由 |
|----|----------|---|------------|----------------------------------|---|
| 雑誌 | 20 - 152 | メンズヤング 12月号 | (株)双葉社 | 08597 - 12 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| " | 20 - 153 | 愛体 愛の体験Specialデラックス 12月号 | (株)竹書房 | 11585 - 12 | |
| " | 20 - 154 | COMIC ペンギンクラブ VOL.268 12月号 | 辰巳出版(株) | 17999 - 12 | |
| " | 20 - 155 | ウォー A組 12月号 | (株)サン出版 | 01889 - 12 | |
| " | 20 - 156 | ザ・ベストMAGAZINE No.295 12月号 | KKベストセラーズ | 14003 - 12 | |
| " | 20 - 157 | 別冊本当にあったHな話 12月1日号増刊 人妻本当にあったHな話 Vol.41 | (株)ぶんか社 | 18136 - 12 L - 12 / 29 | |
| " | 20 - 158 | 実話大報 12月号 | (株)ジーオーティー | 15191 - 12 | |
| " | 20 - 159 | 絶対美少女 i s m VOL.03 オレンジ通信12月号増刊 | (株)東京三世社 | 02190 - 12 L - 2008 . 12 / 17 | |
| " | 20 - 160 | D V D M A Z I 【マジ!】 Vol.9 ゴッツ! 11 / 25増刊 | ミリオン出版(株) | 03912 - 11 L - '08.12 / 8 | |
| " | 20 - 161 | KISSUI 「キッスイ」 Vol.061 12月号 | (株)ジーオーティー | 12955 - 12 | |

●佐賀県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十一月二十一日から平成二十年十二月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類及び路線名 | 道路の区域 | | 変更前後の別 | 幅員メートル | 延長メートル |
|--------------|--------------------------|--------------------------|--------|-------------|--------|
| | 区 | 間 | | | |
| 一般国道 四九八号 | 武雄市朝日町大字甘久字高橋一七六七番一地从先から | 武雄市朝日町大字甘久字西田四三五四番一地从先まで | 後 | 一九・三 一・五 | 一一九・五 |
| | 武雄市朝日町大字甘久字高橋一七六七番一地从先から | 武雄市朝日町大字甘久字西田四三五四番一地从先まで | 前 | 一六・六 八・三 | 一一〇・二 |

●佐賀県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年十一月二十一日から平成二十年十二月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | | 供用開始の期日 |
|--------------|--------------------------|--------------------------|------------|
| | 区 | 間 | |
| 一般国道 四九八号 | 武雄市朝日町大字甘久字高橋一七六七番一地从先から | 武雄市朝日町大字甘久字西田四三五四番一地从先まで | 平成二〇・一一・二二 |

●佐賀県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十一月二十一日から平成二十年十二月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類及び路線名 | 道路の区域 | | 変更前後の別 | 幅員メートル | 延長メートル |
|--------------|-------------------------|-------------------------|--------|--------------|--------|
| | 区 | 間 | | | |
| 一般国道 二六四号 | 神埼市千代田町餘江字西三本松一四九六番地先から | 神埼市千代田町境原字七本松七五一番一地从先まで | 後 | 二九・〇 一五・一 | 四六五・三 |
| | 神埼市千代田町餘江字西三本松一四九六番地先から | 神埼市千代田町境原字七本松七五一番一地从先まで | 前 | 一八・八 九・六 | 四六六・八 |

○選挙管理委員会事項

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党塩田町支部から平成20年10月21日に訂正の報告があったので、平成20年9月26日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成19年分）の一部を次のとおり訂正する。

平成20年11月21日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

総括表の自由民主党塩田町支部の項中「1,002,482」を「1,302,482」に、「289,800」

を「589,800」に、「599,172」を「899,172」に、「218,400」を「518,400」に改め、
 5. 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の表の自由民主党塩田町支部の項中「218,400」を「518,400」に改める。

○ 人事委員会事項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第二十号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則

第一条 佐賀県職員等の給料その他の給与支給規則の一部改正

(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)

第一条 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第十六条第一項第二号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(通勤手当に関する規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる佐賀県人事委員会規則の規定中「公益法人等への佐賀県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 通勤手当に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号)第九条の九第一号

二 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)第四条第二項

三 初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号)第六条第二項

四 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第二十号)第二条第二項第一号

五 住居手当に関する規則(昭和四十九年佐賀県人事委員会規則第二十七号)第五条の二

六 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十六年佐賀県人事委員会規則第四号)附則第二項

七 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年佐賀県人事委員会規則第七号)附則第三項第四号

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第三条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第六号中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益的法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第二条第三号二中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第四条の二、第四条の四第一項、第五条第二項第二号及び第六条の第十三号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第十条第二項第二号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同項第六号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第四条 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に、「公益的法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第二十二条中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

別表第二十九の備考中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第五条 単身赴任手当に関する規則(平成二年佐賀県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則」に改める。

第六条第二項第一号中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に改める。

(佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第六条 佐賀県職員の育児休業等に関する規則(平成四年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益的法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第二項第一号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第七条 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則(平成十四年佐賀県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則

第一条中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第六条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別表第一の条例第二条第一項第一号に掲げる団体の項を次のように改める。

| 区分 | 団体の名称 |
|-----------------------------------|---|
| 条例第二 条第一項 第一号に 掲げる団 体 | 財団法人公園緑地管理財団(昭和四十九年五月一日に財団法人公園緑地管理財団という名称で設立された法人をいう。) 財団法人佐賀県環境クリーン財団(平成十年二月二十五日に財団法人佐賀県環境クリーン財団という名称で設立された法人をいう。) 財団法人佐賀県教育文化振興財団(平成十年十一月二十四日に財団法人佐賀県教育文化振興財団という名称で設立された法人をいう。) 財団法人佐賀県国際交流協会(平成二年二月七日に財団法人佐賀県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。) 財団法人佐賀県女性と生涯学習財団(平成六年十一月五日に財団法人佐賀県女性と生涯学習財団という名称で設立された法人をいう。) 財団法人佐賀県青年農業者育成センター(平成七年八月二十九日に財団法人佐賀県青年農業者育成センターという名称で設立された法人をいう。) 財団法人佐賀県総合保健協会(昭和五十八年三月三十一日に財団法人佐賀県総合保健協会という名称で設立された法人をいう。) 財団法人佐賀県地域産業支援センター(昭和四十二年十月二十四日に財団法人佐賀県地域産業支援センターという名称で設立された法人をいう。) 財団法人佐賀県長寿社会振興財団(平成三年三月一日に財団法人佐賀県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。) 財団法人佐賀県土木建築技術協会(昭和五十七年十一月一日に佐賀県土木建築技術協会という名称で設立された法人をいう。) |

別表第一の条例第二條第一項第三号に掲げる団体の項を次のように改める。

| 区分 | 団体の名称 |
|-----|--|
| 条第二 | 財団法人佐賀県教育職員互助会(昭和四十七年十二月一日に財団法人佐賀県教育職員互助会と改称された法人をいう。) |
| 条第一 | 財団法人佐賀県体育協会(昭和四十七年四月一日に財団法人佐賀県体育協会と改称された法人をいう。) |
| 第三号 | 社団法人佐賀県観光連盟(平成四年九月二十一日に社団法人佐賀県観光連盟と改称された法人をいう。) |
| 掲げる | 社団法人佐賀県計量協会(平成五年四月一日に社団法人佐賀県計量協会と改称された法人をいう。) |

様式第一号中「公営法人等への派遣等に関する規則」を「公営的法人等への派遣等に関する規則」に改める。

様式第二号中「公営法人等への派遣等に関する規則」を「公営的法人等への派遣等に関する規則」に改める。
地方公務員の派遣等に関する法律」を「公営的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

改正) (平成十七年改正給与条例附則第七條の規定による給料に関する規則の一部改正)

第八條 平成十七年改正給与条例附則第七條の規定による給料に関する規則(平成十八年佐賀県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二條第八号へ中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同條第十一号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

登録を受けた職員団体の法人となる旨の申し出に関する規則の一部を改正する規則

平成二十年十一月二十一日

佐賀県人事委員会
委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第二十一号

登録を受けた職員団体の法人となる旨の申し出に関する規則の一部を改正する規則

登録を受けた職員団体の法人となる旨の申し出に関する規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第三条第一項」に改める。

様式中「地方公務員法第七條」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第三條第一項」に改める。

附則 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

◎佐賀県人事委員会訓令第一号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程(昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十一日

佐賀県人事委員会
委員長 馬 場 昌 平

別表の第三十四号中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則」に改める。

附則 この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十一月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社